平成２２年（フ）第２４７号
長野県塩尻市大門泉町３番２号　白樺ハイツＡ105、前住所長野県松本市双葉16番５―1303号　サーパス南松本第２
債務者　辻垣内昌子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３３８号
長野県松本市横田３丁目15番４号
債務者　宇治　通雄
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４５号
長野県松本市大字笹賀7445番地１　市営住宅199号
債務者　久保田阿津子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３６０号
長野県木曽郡木曽町新開9460番地１
債務者　山路　俊仁
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３７９号
長野県安曇野市豊科3983番地１　ヴェルチェ千野Ａ棟103、前住所長野県安曇野市豊科2204番地　メゾン望岳201号
債務者　宮崎　絢子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６６１号
愛知県春日井市西山町1617番地４　市営道場山住宅Ａ棟304号
債務者　伊藤　恵子（旧姓喜多）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５５号
福岡県うきは市吉井町八和田979番地５
債務者　薙野　庄一
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９１６号
熊本市野田１丁目２番７号　ヴェルドミール野田Ⅱ103号
債務者　福嶌功一郎
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０５５号
熊本市楠３丁目１番５―208号
債務者　岩下由利子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８９６号
栃木県宇都宮市石井町2865番地２
債務者　黒崎　　純
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２０号
栃木県宇都宮市若松原１―11―８　レオパレスメゾンＴ―Ｃ101、住民票上の住所栃木県宇都宮市石井町462番地１
債務者　吉澤　友章
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２８号
栃木県矢板市扇町２丁目12番74号
債務者　岡本　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３０号
栃木県宇都宮市今泉３丁目12番25号
債務者　大根田まり子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３１号
栃木県宇都宮市上横田町808番地１　メゾン・ド・キューブＡ棟202、前住所栃木県宇都宮市平松本町800番地17　メゾン松本207
債務者　多田　弘輝（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３７号
栃木県那須烏山市志鳥729番地
債務者　髙瀬美智子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３８号
栃木県下野市箕輪471番地４
債務者　加藤　　純
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係